

最高裁秘書第3443号

平成30年8月27日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

8月2日付け（同月3日受付，最高裁秘書第3234号）で申出がありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

Jネットポータルに掲載されている裁判所時報の電子版（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書は，行政機関情報公開法第2条第2項ただし書第1号にいう行政文書から除外される不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに相当し，司法行政文書開示手続の対象とはならない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

